

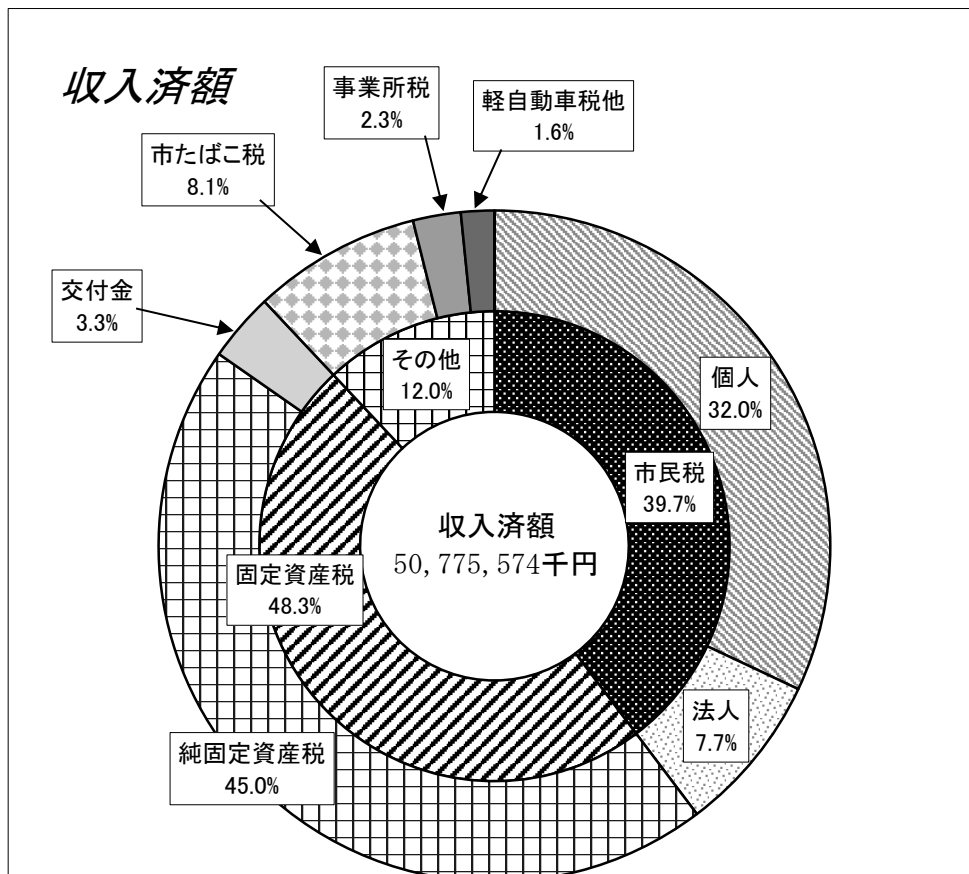
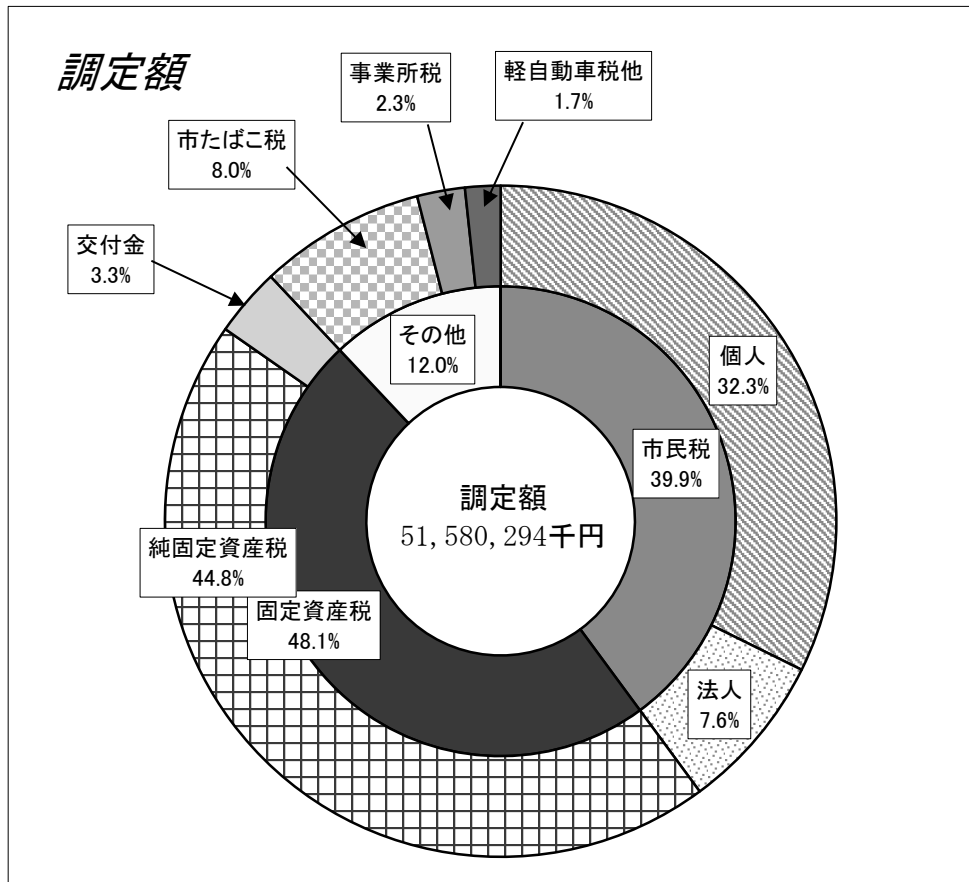
1 令和3年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	19,847,021,000	20,607,914,446	20,157,310,476	33,079,931
個人	16,124,258,000	16,698,428,222	16,253,690,611	30,227,433
現年課税分	15,970,036,000	16,215,102,616	16,090,782,892	503,060
滞納繰越分	154,222,000	483,325,606	162,907,719	29,724,373
法人	3,722,763,000	3,909,486,224	3,903,619,865	2,852,498
現年課税分	3,635,560,000	3,770,340,700	3,805,422,346	0
滞納繰越分	87,203,000	139,145,524	98,197,519	2,852,498
固定資産税	24,525,331,000	24,809,751,943	24,525,083,546	8,183,764
純固定資産税	22,828,204,000	23,112,624,043	22,827,955,646	8,183,764
現年課税分	22,504,213,000	22,598,989,197	22,474,452,849	238,066
滞納繰越分	323,991,000	513,634,846	353,502,797	7,945,698
交付金	1,697,127,000	1,697,127,900	1,697,127,900	0
軽自動車税	817,824,000	858,504,003	820,616,362	4,364,759
種別割 合計	805,253,000	844,924,403	807,036,762	4,364,759
種別割 現年課税分	797,678,000	810,228,700	799,253,815	134,500
種別割 滞納繰越分	7,575,000	34,695,703	7,782,947	4,230,259
環境性能割 現年度分	12,570,000	13,579,600	13,579,600	0
環境性能割 滞納繰越分	1,000	0	0	0
市たばこ税	4,114,709,000	4,120,235,128	4,120,235,128	0
現年課税分	4,114,708,000	4,120,235,128	4,120,235,128	0
滞納繰越分	1,000	0	0	0
入 湯 税	7,262,000	8,368,200	8,368,200	0
事業所税	1,099,096,000	1,175,520,100	1,143,959,800	0
現年課税分	1,065,250,000	1,118,539,100	1,089,177,000	0
滞納繰越分	33,846,000	56,981,000	54,782,800	0
合 計	50,411,243,000	51,580,293,820	50,775,573,512	45,628,454
現年課税分	49,804,404,000	50,352,511,141	50,098,399,730	875,626
滞納繰越分	606,839,000	1,227,782,679	677,173,782	44,752,828

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
487,672,474	70,148,435	97.8	101.6	39.7	94.1	94.8
431,588,113	17,077,935	97.3	100.8	32.0	94.2	94.3
140,725,839	16,909,175	99.2	100.8	31.7	93.8	94.2
290,862,274	168,760	33.7	105.6	0.3	107.7	109.7
56,084,361	53,070,500	99.8	104.9	7.7	94.1	97.0
17,629,554	52,711,200	100.9	104.7	7.5	91.7	94.8
38,454,807	359,300	70.6	112.6	0.2	297.8	1,208.5
284,025,809	7,541,176	98.9	100.0	48.3	103.2	104.3
284,025,809	7,541,176	98.8	100.0	45.0	99.1	100.1
131,790,725	7,492,443	99.4	99.9	44.3	98.3	99.4
152,235,084	48,733	68.8	109.1	0.7	147.9	191.0
0	0	100.0	100.0	3.3	239.4	239.4
33,621,582	98,700	95.6	100.3	1.6	102.5	102.7
33,621,582	98,700	95.5	100.2	1.6	102.3	102.5
10,934,685	94,300	98.6	100.2	1.6	102.8	102.9
22,686,897	4,400	22.4	102.7	0.0	92.5	73.4
0	0	100.0	108.0	0.0	114.1	114.1
0	0	-	0.0	0.0	-	-
0	0	100.0	100.1	8.1	117.7	117.7
0	0	100.0	100.1	8.1	117.7	117.7
0	0	-	-	-	-	-
0	0	100.0	115.2	0.0	136.8	136.8
31,560,300	0	97.3	104.1	2.3	106.3	108.8
29,362,100	0	97.4	102.2	2.1	101.2	103.6
2,198,200	0	96.1	161.9	0.1	-	-
836,880,165	77,788,311	98.4	100.7	100.0	100.4	101.3
330,442,903	77,207,118	99.5	100.6	98.7	99.7	100.7
506,437,262	581,193	55.2	111.6	1.3	139.5	192.2

2 令和3年度市税決算構成図



令和3年度 市税決算

(単位：円、%)

税目	調定額	構成比	収入済額	構成比	徴収率
市民税	20,607,914,446	39.9	20,157,310,476	39.7	97.8
個人	16,698,428,222	32.3	16,253,690,611	32.0	97.3
法人	3,909,486,224	7.6	3,903,619,865	7.7	99.8
固定資産税	24,809,751,943	48.1	24,525,083,546	48.3	98.9
純固定資産税	23,112,624,043	44.8	22,827,955,646	45.0	98.8
交付金	1,697,127,900	3.3	1,697,127,900	3.3	100.0
軽自動車税	858,504,003	1.7	820,616,362	1.6	95.6
市たばこ税	4,120,235,128	8.0	4,120,235,128	8.1	100.0
特別土地保有税					
入湯税	8,368,200	0.0	8,368,200	0.0	100.0
事業所税	1,175,520,100	2.3	1,143,959,800	2.3	97.3
合計	51,580,293,820	100.0	50,775,573,512	100.0	98.4

3 平成28年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	19,435,832,000	19,961,524,656	19,502,507,762	56,938,572
個人	14,582,258,000	15,047,561,800	14,585,187,676	48,138,213
現年課税分	14,433,684,000	14,598,526,484	14,431,176,044	733,068
滞納繰越分	148,574,000	449,035,316	154,011,632	47,405,145
法人	4,853,574,000	4,913,962,856	4,917,320,086	8,800,359
現年課税分	4,845,762,000	4,884,836,000	4,910,881,538	50,000
滞納繰越分	7,812,000	29,126,856	6,438,548	8,750,359
固定資産税	21,225,487,000	21,775,111,759	21,256,817,699	35,277,018
純固定資産税	20,825,229,000	21,374,853,159	20,856,559,099	35,277,018
現年課税分	20,593,784,000	20,807,442,054	20,625,228,967	1,975,740
滞納繰越分	231,445,000	567,411,105	231,330,132	33,301,278
交付金	400,258,000	400,258,600	400,258,600	0
軽自動車税	680,383,000	726,207,958	684,953,738	3,919,165
現年課税分	668,617,000	687,683,900	670,005,065	208,000
滞納繰越分	11,766,000	38,524,058	14,948,673	3,711,165
市たばこ税	4,747,984,000	4,679,861,546	4,679,861,546	0
現年課税分	4,747,983,000	4,679,859,810	4,679,859,810	0
滞納繰越分	1,000	1,736	1,736	0
特別土地保有税	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	9,300,000	9,733,050	9,733,050	0
事業所税	952,365,000	984,668,000	975,787,129	5,460,900
現年課税分	952,365,000	984,668,000	975,787,129	5,460,900
滞納繰越分	0	0	0	0
合 計	47,051,351,000	48,137,106,969	47,109,660,924	101,595,655
現年課税分	46,651,753,000	47,053,007,898	46,702,930,203	8,427,708
滞納繰越分	399,598,000	1,084,099,071	406,730,721	93,167,947

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
443,930,264	41,851,942	97.7	100.3	41.4	100.8	101.2
421,952,920	7,717,009	96.9	100.0	31.0	103.9	104.2
174,202,562	7,585,190	98.9	100.0	30.7	104.4	104.4
247,750,358	131,819	34.3	103.7	0.3	88.2	87.3
21,977,344	34,134,933	100.1	101.3	10.4	92.5	93.3
8,039,395	34,134,933	100.5	101.3	10.4	92.8	93.3
13,937,949	0	22.1	82.4	0.0	63.2	67.7
488,495,508	5,478,466	97.6	100.1	45.1	101.2	101.7
488,495,508	5,478,466	97.6	100.2	44.3	101.2	101.8
185,490,013	5,252,666	99.1	100.2	43.8	102.1	102.2
303,005,495	225,800	40.8	100.0	0.5	77.8	74.3
0	0	100.0	100.0	0.8	99.0	99.0
37,809,621	474,566	94.3	100.7	1.5	120.4	122.4
17,880,135	409,300	97.4	100.2	1.5	121.8	122.2
19,929,486	65,266	38.8	127.0	0.0	100.3	128.2
0	0	100.0	98.6	9.9	126.8	126.8
0	0	100.0	98.6	9.9	126.8	126.8
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	100.0	104.7	0.0	97.5	97.5
4,168,000	748,029	99.1	102.5	2.1	106.5	105.5
4,168,000	748,029	99.1	102.5	2.1	106.8	105.8
0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
974,403,393	48,553,003	97.9	100.1	100.0	103.4	103.9
389,780,105	48,130,118	99.3	100.1	99.1	104.0	104.2
584,623,288	422,885	37.5	101.8	0.9	81.8	79.5

4 平成29年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	20,139,722,000	20,763,240,169	20,305,189,795	43,669,820
個人	15,350,943,000	15,875,932,925	15,428,742,678	41,424,977
現年課税分	15,211,699,000	15,455,295,441	15,282,004,788	327,677
滞納繰越分	139,244,000	420,637,484	146,737,890	41,097,300
法人	4,788,779,000	4,887,307,244	4,876,447,117	2,244,843
現年課税分	4,782,934,000	4,865,334,000	4,872,435,474	82,026
滞納繰越分	5,845,000	21,973,244	4,011,643	2,162,817
固定資産税	21,548,794,000	22,071,272,270	21,651,874,282	19,317,657
純固定資産税	21,124,052,000	21,646,530,370	21,227,132,382	19,317,657
現年課税分	20,926,212,000	21,164,856,666	21,002,340,373	478,300
滞納繰越分	197,840,000	481,673,704	224,792,009	18,839,357
交付金	424,742,000	424,741,900	424,741,900	0
軽自動車税	705,975,000	752,764,517	714,197,797	3,854,370
現年課税分	694,633,000	715,084,600	701,339,335	169,900
滞納繰越分	11,342,000	37,679,917	12,858,462	3,684,470
市たばこ税	4,542,262,000	4,538,424,222	4,538,424,222	0
現年課税分	4,542,262,000	4,538,424,222	4,538,424,222	0
滞納繰越分	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	9,300,000	10,716,900	10,716,900	0
事業所税	994,553,000	1,013,801,200	1,013,974,680	0
現年課税分	990,385,000	1,009,633,200	1,009,806,680	0
滞納繰越分	4,168,000	4,168,000	4,168,000	0
合 計	47,940,606,000	49,150,219,278	48,234,377,676	66,841,847
現年課税分	47,582,167,000	48,184,086,929	47,841,809,672	1,057,903
滞納繰越分	358,439,000	966,132,349	392,568,004	65,783,944

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
448,451,359	34,070,805	97.8	100.8	42.1	104.0	104.1
416,243,175	10,477,905	97.2	100.5	32.0	105.5	105.8
183,134,683	10,171,707	98.9	100.5	31.7	105.9	105.9
233,108,492	306,198	34.9	105.4	0.3	93.7	95.3
32,208,184	23,592,900	99.8	101.8	10.1	99.5	99.2
16,409,400	23,592,900	100.1	101.9	10.1	99.6	99.2
15,798,784	0	18.3	68.6	0.0	75.4	62.3
408,739,177	8,658,846	98.1	100.5	44.9	101.4	101.9
408,739,177	8,658,846	98.1	100.5	44.0	101.3	101.8
170,402,714	8,364,721	99.2	100.4	43.5	101.7	101.8
238,336,463	294,125	46.7	113.6	0.5	84.9	97.2
0	0	100.0	100.0	0.9	106.1	106.1
35,230,037	517,687	94.9	101.2	1.5	103.7	104.3
14,065,565	490,200	98.1	101.0	1.5	104.0	104.7
21,164,472	27,487	34.1	113.4	0.0	97.8	86.0
0	0	100.0	99.9	9.4	97.0	97.0
0	0	100.0	99.9	9.4	97.0	97.0
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	100.0	115.2	0.0	110.1	110.1
1,876,000	2,049,480	100.0	102.0	2.1	103.0	103.9
1,876,000	2,049,480	100.0	102.0	2.1	102.5	103.5
0	0	100.0	100.0	0.0	—	—
894,296,573	45,296,818	98.1	100.6	100.0	102.1	102.4
385,888,362	44,669,008	99.3	100.5	99.2	102.4	102.4
508,408,211	627,810	40.6	109.5	0.8	89.1	96.5

5 平成30年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	21,359,786,000	21,892,508,485	21,429,880,297	31,228,294
個人	15,910,909,000	16,402,015,701	15,934,155,985	30,405,113
現年課税分	15,768,138,000	15,986,455,394	15,796,650,964	664,155
滞納繰越分	142,771,000	415,560,307	137,505,021	29,740,958
法人	5,448,877,000	5,490,492,784	5,495,724,312	823,181
現年課税分	5,441,760,000	5,458,582,600	5,482,822,100	0
滞納繰越分	7,117,000	31,910,184	12,902,212	823,181
固定資産税	22,181,194,000	22,643,994,158	22,241,450,856	10,668,454
純固定資産税	21,753,300,000	22,216,099,258	21,813,555,956	10,668,454
現年課税分	21,586,535,000	21,813,441,865	21,643,729,219	258,113
滞納繰越分	166,765,000	402,657,393	169,826,737	10,410,341
交付金	427,894,000	427,894,900	427,894,900	0
軽自動車税	735,865,000	776,832,337	738,123,373	3,762,289
現年課税分	722,196,000	741,735,400	728,490,462	170,112
滞納繰越分	13,669,000	35,096,937	9,632,911	3,592,177
市たばこ税	3,279,796,000	3,359,782,297	3,359,782,297	0
現年課税分	3,279,796,000	3,359,782,297	3,359,782,297	0
滞納繰越分	0	0	0	0
特別土地保有税	0	0	0	0
現年課税分	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	10,349,000	10,122,900	10,122,900	0
事業所税	1,015,009,000	1,039,280,800	1,036,982,869	1,744,711
現年課税分	1,014,071,000	1,037,404,800	1,036,851,580	0
滞納繰越分	938,000	1,876,000	131,289	1,744,711
合 計	48,581,999,000	49,722,520,977	48,816,342,592	47,403,748
現年課税分	48,250,739,000	48,835,420,156	48,486,344,422	1,092,380
滞納繰越分	331,260,000	887,100,821	329,998,170	46,311,368

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
478,660,058	47,260,164	97.9	100.3	43.9	105.4	105.5
446,912,367	9,457,764	97.1	100.1	32.6	103.3	103.3
198,417,829	9,277,554	98.8	100.2	32.4	103.4	103.4
248,494,538	180,210	33.1	96.3	0.3	98.8	93.7
31,747,691	37,802,400	100.1	100.9	11.3	112.3	112.7
13,361,400	37,600,900	100.4	100.8	11.2	112.2	112.5
18,386,291	201,500	40.4	181.3	0.0	145.2	321.6
397,790,721	5,915,873	98.2	100.3	45.6	102.6	102.7
397,790,721	5,915,873	98.2	100.3	44.7	102.6	102.8
174,903,271	5,448,738	99.2	100.3	44.3	103.1	103.1
222,887,450	467,135	42.2	101.8	0.4	83.6	75.5
0	0	100.0	100.0	0.9	100.7	100.7
35,335,675	389,000	95.0	100.3	1.5	103.2	103.3
13,453,526	378,700	98.2	100.9	1.5	103.7	103.9
21,882,149	10,300	27.4	70.5	0.0	93.1	74.9
0	0	100.0	102.4	6.9	74.0	74.0
0	0	100.0	102.4	6.9	74.0	74.0
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	—	0.0	0.0	—	—
0	0	100.0	97.8	0.0	94.5	94.5
595,000	41,780	99.8	102.2	2.1	102.5	102.3
595,000	41,780	99.9	102.2	2.1	102.8	102.7
0	0	7.0	14.0	0.0	45.0	3.1
912,381,454	53,606,817	98.2	100.5	100.0	101.2	101.2
400,731,026	52,747,672	99.3	100.5	99.3	101.4	101.3
511,650,428	859,145	37.2	99.6	0.7	91.8	84.1

6 令和元年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	21,873,362,000	22,526,411,888	22,057,085,693	46,604,996
個人	16,257,112,000	16,847,642,097	16,365,191,572	40,748,075
現年課税分	16,110,664,000	16,403,082,081	16,215,261,385	232,117
滞納繰越分	146,448,000	444,560,016	149,930,187	40,515,958
法人	5,616,250,000	5,678,769,791	5,691,894,121	5,856,921
現年課税分	5,606,696,000	5,647,043,400	5,682,984,510	0
滞納繰越分	9,554,000	31,726,391	8,909,611	5,856,921
固定資産税	22,745,765,000	23,172,825,946	22,809,227,155	17,198,652
純固定資産税	22,291,667,000	22,718,727,646	22,355,128,855	17,198,652
現年課税分	22,125,479,000	22,325,323,594	22,166,547,734	359,246
滞納繰越分	166,188,000	393,404,052	188,581,121	16,839,406
交付金	454,098,000	454,098,300	454,098,300	0
軽自動車税	760,491,000	801,681,475	759,388,139	4,890,570
種別割 合計	757,403,000	799,142,975	756,849,639	4,890,570
種別割 現年課税分	747,818,000	763,873,000	749,024,953	130,700
種別割 滞納繰越分	9,585,000	35,269,975	7,824,686	4,759,870
環境性能割 現年度分	3,088,000	2,538,500	2,538,500	0
市たばこ税	3,554,345,000	3,540,004,213	3,540,004,213	0
現年課税分	3,554,345,000	3,540,004,213	3,540,004,213	0
滞納繰越分	0	0	0	0
入 湯 税	9,246,000	9,302,100	9,302,100	0
事業所税	1,052,786,000	1,095,846,500	1,097,604,500	0
現年課税分	1,052,745,000	1,095,251,500	1,097,009,500	0
滞納繰越分	41,000	595,000	595,000	0
合 計	49,995,995,000	51,146,072,122	50,272,611,800	68,694,218
現年課税分	49,664,179,000	50,240,516,688	49,916,771,195	722,063
滞納繰越分	331,816,000	905,555,434	355,840,605	67,972,155

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
498,259,538	75,538,339	97.9	100.8	43.9	102.9	102.9
450,647,789	8,945,339	97.1	100.7	32.6	102.7	102.7
196,329,836	8,741,257	98.9	100.6	32.3	102.6	102.6
254,317,953	204,082	33.7	102.4	0.3	107.0	109.0
47,611,749	66,593,000	100.2	101.3	11.3	103.4	103.6
30,651,890	66,593,000	100.6	101.4	11.3	103.5	103.7
16,959,859	0	28.1	93.3	0.0	99.4	69.1
350,922,693	4,522,554	98.4	100.3	45.4	102.3	102.6
350,922,693	4,522,554	98.4	100.3	44.5	102.3	102.5
162,488,868	4,072,254	99.3	100.2	44.1	102.3	102.4
188,433,825	450,300	47.9	113.5	0.4	97.7	111.0
0	0	100.0	100.0	0.9	106.1	106.1
37,527,066	124,300	94.7	99.9	1.5	103.2	102.9
37,527,066	124,300	94.7	99.9	1.5	102.9	102.5
14,826,047	108,700	98.1	100.2	1.5	103.0	102.8
22,701,019	15,600	22.2	81.6	0.0	100.5	81.2
0	0	100.0	82.2	0.0	-	-
0	0	100.0	99.6	7.0	105.4	105.4
0	0	100.0	99.6	7.0	105.4	105.4
0	0	-	-	-	-	-
0	0	100.0	100.6	0.0	91.9	91.9
0	1,758,000	100.2	104.3	2.2	105.4	105.8
0	1,758,000	100.2	104.2	2.2	105.6	105.8
0	0	100.0	1,451.2	0.0	31.7	453.2
886,709,297	81,943,193	98.3	100.6	100.0	102.9	103.0
404,296,641	81,273,211	99.4	100.5	99.3	102.9	103.0
482,412,656	669,982	39.3	107.2	0.7	102.1	107.8

7 令和2年度市税決算状況

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額
市 民 税	20,901,478,000	21,888,556,364	21,253,116,944	29,668,894
個人	17,037,607,000	17,731,936,315	17,229,710,171	27,441,742
現年課税分	16,898,858,000	17,283,073,473	17,081,272,754	388,867
滞納繰越分	138,749,000	448,862,842	148,437,417	27,052,875
法人	3,863,871,000	4,156,620,049	4,023,406,773	2,227,152
現年課税分	3,855,199,000	4,109,902,300	4,015,281,069	0
滞納繰越分	8,672,000	46,717,749	8,125,704	2,227,152
固定資産税	23,074,736,000	24,040,399,251	23,510,747,319	8,259,499
純固定資産税	22,365,770,000	23,331,432,451	22,801,780,519	8,259,499
現年課税分	22,224,373,000	22,984,176,023	22,616,676,864	230,201
滞納繰越分	141,397,000	347,256,428	185,103,655	8,029,298
交付金	708,966,000	708,966,800	708,966,800	0
軽自動車税	795,021,000	837,639,866	799,176,188	3,771,775
種別割 合計	782,667,000	825,735,466	787,271,788	3,771,775
種別割 現年課税分	772,488,000	788,230,500	776,669,063	208,700
種別割 滞納繰越分	10,179,000	37,504,966	10,602,725	3,563,075
環境性能割 現年度分	12,353,000	11,904,400	11,904,400	0
環境性能割 滞納繰越分	1,000	0	0	0
市たばこ税	3,430,564,000	3,501,288,901	3,501,288,901	0
現年課税分	3,430,563,000	3,501,288,901	3,501,288,901	0
滞納繰越分	1,000	0	0	0
入 湯 税	4,836,000	6,118,500	6,118,500	0
事業所税	1,024,375,000	1,105,675,300	1,051,093,400	0
現年課税分	1,024,375,000	1,105,675,300	1,051,093,400	0
滞納繰越分	0	0	0	0
合 計	49,231,010,000	51,379,678,182	50,121,541,252	41,700,168
現年課税分	48,932,011,000	50,499,336,197	49,769,271,751	827,768
滞納繰越分	298,999,000	880,341,985	352,269,501	40,872,400

(単位：円、%)

収入未済額	還付未済額	収入歩合		収入構成比	調定額 対前年度比	収入額 対前年度比
		対調定比	対予算比			
681,040,362	75,269,836	97.1	101.7	42.4	97.2	96.4
485,296,838	10,512,436	97.2	101.1	34.4	105.2	105.3
211,683,710	10,271,858	98.8	101.1	34.1	105.4	105.3
273,613,128	240,578	33.1	107.0	0.3	101.0	99.0
195,743,524	64,757,400	96.8	104.1	8.0	73.2	70.7
159,247,931	64,626,700	97.7	104.2	8.0	72.8	70.7
36,495,593	130,700	17.4	93.7	0.0	147.3	91.2
527,845,618	6,453,185	97.8	101.9	46.9	103.7	103.1
527,845,618	6,453,185	97.7	101.9	45.5	102.7	102.0
373,523,485	6,254,527	98.4	101.8	45.1	103.0	102.0
154,322,133	198,658	53.3	130.9	0.4	88.3	98.2
0	0	100.0	100.0	1.4	156.1	156.1
34,781,103	89,200	95.4	100.5	1.6	104.5	105.2
34,781,103	89,200	95.3	100.6	1.6	103.3	104.0
11,441,937	89,200	98.5	100.5	1.5	103.2	103.7
23,339,166	0	28.3	104.2	0.0	106.3	135.5
0	0	100.0	96.4	0.0	469.0	469.0
0	0	-	0.0	0.0	-	-
0	0	100.0	102.1	7.0	98.9	98.9
0	0	100.0	102.1	7.0	98.9	98.9
0	0	-	-	-	-	-
0	0	100.0	126.5	0.0	65.8	65.8
56,981,000	2,399,100	95.1	102.6	2.1	100.9	95.8
56,981,000	2,399,100	95.1	102.6	2.1	101.0	95.8
0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1,300,648,083	84,211,321	97.6	101.8	100.0	100.5	99.7
812,878,063	83,641,385	98.6	101.7	99.3	100.5	99.7
487,770,020	569,936	40.0	117.8	0.7	97.2	99.0

8 市税総収入額に占める各税収入額の割合

(単位:千円、%)

年 区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市税総収入額	48,234,378	48,816,343	50,272,612	50,121,541	50,775,574
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
市民税収入額	20,305,190	21,429,880	22,057,086	21,253,117	20,157,310
	42.1	43.9	43.9	42.4	39.7
固定資産税収入額	21,651,874	22,241,451	22,809,227	23,510,747	24,525,084
	44.9	45.6	45.4	46.9	48.3
軽自動車税収入額	714,198	738,123	759,388	799,176	820,617
	1.5	1.5	1.5	1.6	1.6
市たばこ税収入額	4,538,424	3,359,782	3,540,004	3,501,289	4,120,235
	9.4	6.9	7.0	7.0	8.1
入湯税収入額	10,717	10,123	9,302	6,119	8,368
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
事業所税収入額	1,013,975	1,036,983	1,097,605	1,051,093	1,143,960
	2.1	2.1	2.2	2.1	2.3

9 市税調定額に対する市民負担状況

(単位：円)

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり
市民税	61,741	133,697	64,467	137,892	68,181	143,591	70,136	145,549	68,614	140,787	64,970	131,717
固定資産税	67,351	145,844	68,529	146,579	70,521	148,520	72,148	149,725	75,359	154,627	78,217	158,573
軽自動車税	2,246	4,864	2,337	4,999	2,419	5,095	2,496	5,180	2,626	5,388	2,707	5,487
市たばこ税	14,475	31,345	14,091	30,140	10,464	22,037	11,022	22,873	10,975	22,520	12,990	26,335
入湯税	30	65	33	71	32	66	29	60	19	39	26	53
事業所税	3,046	6,595	3,148	6,733	3,237	6,817	3,412	7,081	3,466	7,112	3,706	7,513
合計	148,889	322,410	152,605	326,414	154,853	326,126	159,243	330,467	161,059	330,473	162,616	329,679

※人口・世帯数（外国人を含む）は当該年度3月末現在。

※決算調定額による。

10 徴 税 費

(単位：千円、%、人)

区 分		年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (見込み)
税 収 入 額	(A) 市 税			50,272,612	50,121,541	50,775,574	51,593,061
	(B) 個人県民税			10,778,931	11,353,087	10,705,491	10,623,284
	(C) 合 計			61,051,543	61,474,628	61,481,065	62,216,345
徴 税 費	人 件 費	(D) 給 料		373,577	420,568	405,820	423,499
		(イ) 時間外勤務手当		33,502	34,814	415,862	420,984
		(ロ) 税務手当		2,614	2,492	2,780	2,818
		(ハ) 諸手当		183,395	194,362	190,683	192,180
		(E) その他		174,095	198,781	203,207	206,939
		(F) 小 計		767,183	851,017	1,218,352	1,246,420
	物 件 費	(G) 旅 費		896	9	104	340
		(H) 賃 金		19,160	0	0	0
		(I) その他		139,640	120,015	146,295	120,355
		(J) 小 計		159,696	120,024	146,399	120,695
	報奨金及びこれ に類する経費	(K) 納期前納付の報奨 金		0	0	0	0
		(L) その他		85	85	85	85
		(M) 小 計		85	85	85	85
	(N) そ の 他		68,317	85,236	84,437	96,905	
	(O) 合 計		995,281	1,056,362	1,449,273	1,464,105	
	県 民 税 徴 収 取 扱 費	(P) 報奨金の額に 相当する金額※		0	0	0	0
		(Q) 納税義務者数 を基準にした金額		432,896	444,455	438,183	441,075
(R) 合 計			432,896	444,455	438,183	441,075	
(S) = (O) - (R)			562,385	611,907	1,011,090	1,023,030	
税収入(見込み) 額に 対する徴税费の割合	= (O) / (C)		1.6	1.7	2.4	2.4	
	= (S) / (A)		1.1	1.2	2.0	2.0	
(T) 徴 税 職 員 数			152	151	154	154	
(U) 職員一人当たり人件費(F)/(T)			5,047	5,636	7,911	8,094	

※ 徴税费 (N) その他は、還付金、還付加算金を除く。

11 市税一覧表（令和4年度）

税目	区分	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期																														
市民税	個人	1. 市内に住所を有する個人(均等割・所得割) 2. 市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しないもの(均等割)	1月1日	<p>1. 均等割 3,500円 2. 所得割</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">個人市民税所得割の税率</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一律に6%</td> </tr> </table> <p>[注]個人市民税所得割の税率は比例税率化により平成19年度から一律6%となりました。 [注]定率による税額控除額(定率減税)は平成19年度分から廃止されました。</p>	個人市民税所得割の税率		一律に6%		<p>市民税の申告書 3月15日 給与支払報告書 1月31日</p> <p>異動届出書 (給与支払報告) 異動月の翌月10日</p> <p>公的年金等支払 1月31日</p>	<p>普通徴収 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 給与特別徴収 徴収月 6月～翌年 5月 納期限 徴収月の翌月10日 特例 6月～11月分 12月10日 12月～5月分 6月10日 公的年金特別徴収 徴収月 4月、6月、8月 10月、12月、2月</p>																										
	個人市民税所得割の税率																																			
一律に6%																																				
法人	①市内に事務所又は事業所(以下「事務所等」という)を有する法人(均等割・法人税割) ②市内に寮、宿泊所等を有する法人で、市内に事務所等を有しないもの(均等割) ③市内に事務所等を有する公益法人等又は法人でない社団等で、収益事業を行っているもの(均等割・法人税割) ④市内に事務所等を有する公共法人又は公益法人等で収益事業を行わないもの(ただし、地税法第296条第1項第1号及び第2号に掲げる法人は除く(均等割)) ⑤市内に事務所等を有する個人で、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの(法人税割)	<p>1. 均等割(年額)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th rowspan="2">法人の区分</th> <th colspan="2">市内の従業員数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人超</th> </tr> <tr> <td>資本金等の額が50億円を超える法人</td> <td>41万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人</td> <td>41万円</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人</td> <td>16万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円を超え1億円の法人</td> <td>13万円</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>資本金等の額が1千万円以下の法人</td> <td>5万円</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td colspan="2">5万円</td> </tr> </table> <p>※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、均等割税率区分の基準とする額は、資本金等の額に無償減資等の金額を加減算する処置を講じた額(ただし、当該資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合は、資本金に資本準備金を加えた額)が適用となります。</p> <p>2. 法人税割 6.0%</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th colspan="2">税率の適用時期</th> <th>税率</th> </tr> <tr> <td>平成26年10月1日以後に開始する事業年度</td> <td></td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月1日以後に開始する事業年度</td> <td></td> <td>6.0%</td> </tr> </table>	法人の区分	市内の従業員数		50人以下	50人超	資本金等の額が50億円を超える法人	41万円	300万円	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	41万円	175万円	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	16万円	40万円	資本金等の額が1千万円を超え1億円の法人	13万円	15万円	資本金等の額が1千万円以下の法人	5万円	12万円	上記以外の法人	5万円		税率の適用時期		税率	平成26年10月1日以後に開始する事業年度		9.7%	令和元年10月1日以後に開始する事業年度		6.0%	<p>事業年度終了後 2カ月以内</p> <p>均等割のみが課税される公共法人・公益法人等 4月30日</p>	<p>申告納付</p>
法人の区分	市内の従業員数																																			
	50人以下	50人超																																		
資本金等の額が50億円を超える法人	41万円	300万円																																		
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	41万円	175万円																																		
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	16万円	40万円																																		
資本金等の額が1千万円を超え1億円の法人	13万円	15万円																																		
資本金等の額が1千万円以下の法人	5万円	12万円																																		
上記以外の法人	5万円																																			
税率の適用時期		税率																																		
平成26年10月1日以後に開始する事業年度		9.7%																																		
令和元年10月1日以後に開始する事業年度		6.0%																																		
固定資産税	土地 家屋 償却資産(構築物、機械、装置、船舶、航空機、運搬具、工具及び備品等)	当該固定資産の所有者	1月1日	1.4/100	<p>償却資産の申告 1月31日</p>	<p>普通徴収 第1期 4月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期12月1日～同月25日 第4期 2月1日～同月末日</p>																														

11 市税一覧表（つづき）

税目	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期																																																		
軽自動車税	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車	4月1日	1. 原動機付自転車及び二輪車等の税率（年額） <table border="1"> <thead> <tr> <th>車種区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車 50cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc以下</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超 125cc以下</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽二輪 125cc超 250cc以下</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車 農耕作業用</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車 250cc超</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> 2. 軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）の税率（年額） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">①旧税率 右記の軽自動車以外のもの</th> <th rowspan="2">②重課税率 初めて車両番号の指定を受けた軽自動車</th> <th colspan="2">③新税率 グリーン化特例（軽課） ※取得の翌年度から限る</th> </tr> <tr> <th>概ね75% 軽減</th> <th>概ね50% 軽減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三輪</td> <td>3,100円</td> <td>4,600円</td> <td>3,900円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>乗用</td> <td>7,200円</td> <td>12,900円</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>5,500円</td> <td>8,200円</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>以上</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>用</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	税率	原動機付自転車 50cc以下	2,000円	50cc超 90cc以下	2,000円	90cc超 125cc以下	2,400円	ミニカー	3,700円	軽二輪 125cc超 250cc以下	3,600円	小型特殊自動車 農耕作業用	2,400円	その他	5,900円	二輪の小型自動車 250cc超	6,000円	車種区分	①旧税率 右記の軽自動車以外のもの	②重課税率 初めて車両番号の指定を受けた軽自動車	③新税率 グリーン化特例（軽課） ※取得の翌年度から限る		概ね75% 軽減	概ね50% 軽減	三輪	3,100円	4,600円	3,900円	3,000円	乗用	7,200円	12,900円	10,800円	2,700円	貨物	5,500円	8,200円	6,900円	1,800円	以上	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円	用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円	取得申告 納税義務発生後 15日以内 変更申告 所有者、使用者 住所・氏名、定 置場等の変更後 15日以内 廃車申告 納税義務消滅後 30日以内	普通徴収 5月2日～5月31日
車種区分	税率																																																						
原動機付自転車 50cc以下	2,000円																																																						
50cc超 90cc以下	2,000円																																																						
90cc超 125cc以下	2,400円																																																						
ミニカー	3,700円																																																						
軽二輪 125cc超 250cc以下	3,600円																																																						
小型特殊自動車 農耕作業用	2,400円																																																						
その他	5,900円																																																						
二輪の小型自動車 250cc超	6,000円																																																						
車種区分	①旧税率 右記の軽自動車以外のもの	②重課税率 初めて車両番号の指定を受けた軽自動車	③新税率 グリーン化特例（軽課） ※取得の翌年度から限る																																																				
			概ね75% 軽減	概ね50% 軽減																																																			
三輪	3,100円	4,600円	3,900円	3,000円																																																			
乗用	7,200円	12,900円	10,800円	2,700円																																																			
貨物	5,500円	8,200円	6,900円	1,800円																																																			
以上	4,000円	6,000円	5,000円	1,300円																																																			
用	3,000円	4,500円	3,800円	1,000円																																																			
<p> * 初めて車両番号の指定を受けた年月は、自動車検査証（車検証）の「初年度検査年月」欄をご確認ください。 【軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）の税制改正】 <経年車重課> 初めて車両番号の指定を受けた月から起算して13年を経過した軽四輪車等について、標準税率の概ね20%を重課する特例措置が平成28年度から適用となります。 <グリーン化特例（軽課）> 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに初めて車両番号の指定を受けた軽四輪車等で、電気、天然ガスを燃料として一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて税率を軽減する特例措置により令和4年度軽自動車税に限り適用となります。 </p>																																																							

11 市税一覧表（つづき）

税目	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期																														
軽自動車税 つづき			<p>【自動車取得税の廃止と軽自動車税環境性能割の創設】 令和元年10月1日の自動車取得税（県税）が廃止されるとともに、市税の軽自動車税に環境性能割が創設されました。 環境負荷の小さい軽自動車の普及を促進することを目的として、当分の間は、登録窓口の県に申告納付することになっています。 新車・中古車を問わず、3輪以上の軽自動車を取得した場合に、取得価額に次表の税率を乗じた額が課税されます。ただし取得価額が50万円をこえるものに限られます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">自家用(取得日)^{※2}</th> <th rowspan="2">営業用</th> </tr> <tr> <th>令和3年4月1日～ 令和3年12月31日</th> <th>令和4年1月1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNO×10%低減達成)</td> <td colspan="2">非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準75%達成車</td> <td colspan="2">非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準達成車に限</td> <td colspan="2">1%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準60%達成車</td> <td colspan="2">1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>令和12年度燃費基準55%達成車</td> <td colspan="2">1%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td colspan="2"></td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ガソリン車・ハイブリッド車に適用する排ガス要件は、H30排出ガス規制からNO×50%低減、又はH17排出ガス規制からNO×75%低減のものに限る。 ※2 消費税引上げに伴う特例措置期間、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの期間に取得した車両は税率を1%分軽減、令和4年1月以降は通常扱い。</p> <p>○税制改正 (1) 税率 (令和4年4月1日現在) 製造たばこの税率(千本あたり) 現行 6,552円</p>	区分	自家用(取得日) ^{※2}		営業用	令和3年4月1日～ 令和3年12月31日	令和4年1月1日	電気自動車・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNO×10%低減達成)	非課税		非課税	令和12年度燃費基準75%達成車	非課税		非課税	令和2年度燃費基準達成車に限	1%		0.5%	令和12年度燃費基準60%達成車	1%		1%	令和12年度燃費基準55%達成車	1%		2%	上記以外			2%	翌月末日まで	申告納付
区分	自家用(取得日) ^{※2}		営業用																																
	令和3年4月1日～ 令和3年12月31日	令和4年1月1日																																	
電気自動車・天然ガス自動車 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNO×10%低減達成)	非課税		非課税																																
令和12年度燃費基準75%達成車	非課税		非課税																																
令和2年度燃費基準達成車に限	1%		0.5%																																
令和12年度燃費基準60%達成車	1%		1%																																
令和12年度燃費基準55%達成車	1%		2%																																
上記以外			2%																																
市たばこ税	製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者が行う小売販売業者若しくは消費者等への売渡し又は消費等に係る製造たばこ		製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者																																

11 市税一覧表(つづき)

税目	区分	課税客体・納税義務者	賦課期日	税率	申告期限	納期
市たばこ税 つづき				(2) 加熱式たばこの課税方法の変更 これまで加熱式たばこについては、「パイプたばこ」の課税区分に分類され、「重量」をもって紙巻たばこの本数に換算し課税されてきました。 平成30年度の税制改正では、「加熱式たばこ」の課税区分が新たに設けられ、「重量」と「価格」により換算する方式となり、平成30年10月1日から令和4年10月1日まで、5年間かけて段階的に移行することとなっています。		
特別土地保有税				平成15年度以降については課税停止(新たな課税は行わない)となっています。		
事業所税	1. 資産割 事業所床面積	事業を行う者		事業所床面積1平方メートルにつき600円 免税点 1,000㎡以下 算定期間の末日 の現況による。	法人 事業年度終了後 2カ月以内	申告納付
	2. 従業者割 従業者給与総額			従業者給与総額 100分の0.25 免税点 100人以下	個人 翌年3月15日	
鉱産税	鉱物の価格	鉱業者		1%(鉱物の価格200万円以下の場合・・・0.7%)	翌月末日まで	申告納付
入湯税	鉱泉浴場の入湯行為	入湯客		入湯客1人1日 150円	翌月15日まで	特別徴収

12 税率の変遷

年度	昭和17年度	昭和48年度	昭和49年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度
個人均等割	290円 (特別措置により3/4課税)	400円	2,500円	同 左	1,200円	同 左
	(課税所得金額) 15万円以下の金額 1.6% 15万円を超える金額 2.4% 40万円 " 3.2% 70万円 " 4.0% 100万円 " 4.8% 150万円 " 5.6% 250万円 " 6.4% 400万円 " 7.2% 600万円 " 8.0% 1,000万円 " 8.8% 2,000万円 " 9.6% 3,000万円 " 10.4% 5,000万円 " 11.2% 4,000円	税率 2% 3% 4% 5% 6% 7% 8% 9% 10% 11% 12% 13% 14%	同 左	同 左	同 左	同 左
市						
民						
税						
法人均等割		同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
法人税割	100分の9.1	同 左	昭和49年5月1日以降終了する 事業年度より100分の12.1	100分の12.1	同 左	同 左
固定資産税	100分の1.0 (年税額×3/4)	100分の0.95	100分の1.1	100分の1.25	100分の1.4	同 左
軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 350円 50cc超90cc以下 500円 90cc超125cc以下 700円 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 軽二輪 1,200円 三輪 1,600円 四輪 3,700円 貨物 2,000円 小型特殊自動車 900円 農耕作業用 1,200円 その他 3,000円 二輪の小型自動車 1,600円 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 500円 50cc超90cc以下 800円 90cc超125cc以下 1,000円 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 軽二輪 1,500円 三輪 2,000円 四輪 4,500円 貨物 2,500円 小型特殊自動車 1,000円 農耕作業用 3,000円 その他 2,500円 二輪の小型自動車 2,500円 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 <ul style="list-style-type: none"> 50cc以下 650円 50cc超90cc以下 1,000円 90cc超125cc以下 1,300円 軽自動車 <ul style="list-style-type: none"> 軽二輪 2,000円 三輪 2,600円 四輪以上 5,200円 乗用 5,900円 営業用 2,900円 貨物 3,300円 自家用 1,300円 農業特殊自動車 3,900円 その他 3,300円 二輪の小型自動車 3,300円 	同 左	同 左	同 左
たばこ消費税	100分の18.1	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
電気税	100分の1	100分の2	100分の3	100分の3	100分の4	100分の5
ガス税			100分の3	100分の3	同 左	100分の2
特別土地保有税	-	-	保有 100分の1.4 取得 100分の3	同 左	同 左	同 左
事業所税	-	-	-	-	事業所の係る事業所税 資産割 1㎡ 300円 従業員割 給与総額の100分の0.25 新増設に係る事業所税 1㎡ 5,000円	同 左

12 税率の変遷 (つづき)

税目	年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度				
市民	個人均等割	1,200円	同 左	1,500円				
	市	(課税所得金額)	税率					
		30万円以下の金額	2%					
		30万円を超える金額	3%					
		45万円 "	4%					
		70万円 "	5%					
		100万円 "	6%					
		130万円 "	7%					
		230万円 "	8%					
		370万円 "	9%					
570万円 "		10%						
950万円 "	11%							
1,900万円 "	12%							
2,900万円 "	13%							
4,900万円 "	14%							
民	法人均等割	資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17条に規定する資本積立金額との合計額(相互会社において純資産額)をいう。以下同じ。)が500万円を超え、かつ市内の従業員数が100人を超える法人	年額 800,000円	資本等の金額が500万円を超える法人で市内に有する事務所、事業所又は資本等の金額が500万円を超えるもの	年額 300万円			
		資本等の金額が100万円を超えるもの	400,000円	資本等の金額が100万円を超え500万円以下である法人で従業員数が50人を超えるもの	年額 175万円			
		資本等の金額が100万円を超えるもの	80,000円	資本等の金額が100万円を超え1億円以下である法人で従業員数が50人を超えるもの	年額 40万円			
		以下であるもの及び資本等の金額が100万円を超え10億円以下である法人で市内の従業員数が100人を超えるもの	24,000円	資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超え1億円以下である法人で従業員数が50人を超えるもの	年額 15万円			
		従業員数が100人以下であるもの及び資本等の金額が100万円を超え10億円以下である法人	8,000円	資本等の金額が100万円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超え1億円以下である法人で従業員数が50人を超えるもの	年額 12万円			
		上記以外の法人		前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 4万円			
		固定資産税	法人税割	100分の12.3	同 左	同 左		
				100分の1.4	同 左	同 左		
				軽自動車税	原動機付自転車	50cc以下 700円	原動機付自転車	50cc以下 1,000円
					50cc超90cc以下 1,100円	50cc超90cc以下 1,200円		
90cc超125cc以下 1,450円	90cc超125cc以下 1,600円							
軽自動車	軽二輪 125cc超250cc以下 2,200円				軽自動車	軽二輪 125cc超250cc以下 2,400円		
三輪 2,850円	三輪 3,100円							
四輪以上 乗用 営業用 5,200円	四輪以上 乗用 営業用 5,500円							
貨物 2,900円	貨物 営業用 7,200円							
自家用 3,650円	自家用 4,000円							
小型特殊自動車	1,450円	小型特殊自動車	1,600円					
農耕作業用 4,300円	農耕作業用 4,700円							
その他 3,650円	その他 4,000円							
二輪の小型自動車 250cc超		二輪の小型自動車 250cc超						
たばこ消費税	100分の18.1	同 左	同 左					
	電気税	100分の5	同 左	同 左				
		100分の2	同 左	同 左				
		100分の1.4	同 左	同 左				
ガス税	保有 100分の1.4	同 左	同 左					
	取得 100分の0.3	同 左	同 左					
特別土地関係税	昭和57年10月1日以後終了する事業年度分より課税	同 左	同 左					
	事業に係る事業所税	1㎡ 500円	同 左					
事業所税	資産割	給与総額の100分の0.25	同 左					
	従業員割	1㎡ 6,000円	同 左					
事業所税	従業員割	給与総額の100分の0.25	同 左					
	・新増設に係る事業所税	1㎡ 6,000円	同 左					

12 税率の変遷 (つづき)

税目	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
個人均等割	個人所得割	3,000円 課税所得金額 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% (速算控除100,000円) 700万円 " 10% (速算控除240,000円) 所得割額から所得割額の7.5%相当額 (県民税と併せて2万円まで)の定率による税額を控除する。	同 左 課税所得金額 一律 税率 6%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	市	年額300万円 (1) 資本金等の額が500万円を超える法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (3) 資本金等の額が10億円を超える法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (4) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (6) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (7) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (8) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (9) 上記以外の法人等	同 左 税率 一律 ◎特別減税 平成19年度課税分から廃止。	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
法人均等割	法人均等割	年額 5万円 年額 12万円 年額 13万円 年額 15万円 年額 16万円 年額 17万円 年額 15万円 年額 13万円 年額 12万円 年額 5万円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	市	年額300万円 (1) 資本金等の額が500万円を超える法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (2) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (3) 資本金等の額が10億円を超える法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (4) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (6) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (7) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (8) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの (9) 上記以外の法人等	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
固定資産税	原動機付自転車	50cc以下 1,000円 50cc超90cc以下 1,200円 90cc超125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 軽自動車 125cc超250cc以下 2,400円 二輪 3,100円 四輪以上 乗用 5,500円 貨物 7,200円 乗用 3,000円 貨物 4,000円 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 250cc超 4,000円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	軽自動車税	平成18年7月1日から千本につき3,298円 (旧3級品たばこは千本につき1,564円)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ税	市たばこ税	100分の12.3	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	市	平成18年7月1日から千本につき3,298円 (旧3級品たばこは千本につき1,564円)	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
市たばこ税	市たばこ税	100分の1	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止
	特別土地保有税	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止	課税停止
入湯税	入湯税	入湯者1人1日150円	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	事業所税	1㎡ 600円 給与総額の100分の0.25	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左

12 税率の変遷 (つづき)

税目	税率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人所得割	課税所得金額 一律	3.500円	同左	同左	同左
個人所得割	①特別徴税 平成19年度課税区分から廃止。 (1)下記以外の法人等 で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの (2)資本金等の額が1千万円以下である法人 で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの (3)資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの (4)資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの (5)資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人以下であるもの (6)資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの (7)資本金等の額が10億円を超え1億円を越える法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの (8)資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの (9)資本金等の額が50億円を超え1億円を越える法人で市内の事務所等の従業員数が50人を超えるもの ※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、均等割税区分の基準とする額は、資本金等の額に無償譲渡等の金額を加算する金額を課した額(ただし、当該資本金等の額が、資本金に資本増補金を加えた額を下回る場合は、資本金に資本増補金を加えた額)が適用となり、	同左	同左	同左	同左
市					
県					
国定資産税	令和元年10月1日以後に開始する事業年度100分の6.0 100分の1.4	同左	同左	同左	同左
自動車税	原動機付自転車及び二輪車等 50cc以下 2,000円 50cc超90cc以下 2,000円 90cc超125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 125cc超250cc以下 3,600円 二輪の小型自動車 250cc超 6,000円 小型特殊自動車 原動機用 2,400円 その他 5,500円 ①旧税率 ②新税率 ③重課税率 三輪 3,100円 3,900円 4,000円 四輪以上 乗用 営業用 5,500円 6,900円 8,200円 自家用 7,200円 10,800円 12,900円 貨物 営業用 3,800円 4,500円 自家用 4,000円 5,000円 6,000円 ※軽四輪車等の税率は旧税率 ①平成27年3月26日までに登録済みの車種は旧税率 ②平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受ける車種は新税率 ③平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受ける車種は重課税率 【グリーン化特例(軽課)】 平成23年4月1日から平成23年度限り限り税率が軽減されます。 平成24年4月1日から令和2年度限り限り税率が軽減されます。 平成25年4月1日から令和3年度限り限り税率が軽減されます。 平成26年4月1日から令和4年度限り限り税率が軽減されます。	同左	同左	同左	
市たばこ税	千本につき5,692円(令和2年10月1日から千本につき5,612円) (旧3品目のうち1品目は千本につき4,400円、 2品目は千本につき5,800円、3品目は千本につき5,800円) ※加算式たばこは別課税方式(「重課」と「軽課」) ※加算式たばこは平成20年10月1日から令和4年10月1日まで5年かけて段階的に見直し 新課税方式(「重課」→「重課と軽課」) ※加算式たばこ平成20年10月1日から令和4年10月1日まで5年かけて段階的に見直し 新課税方式(「重課」→「重課と軽課」)	同左	同左	同左	同左
重課税	課税停止 100分の1	同左	同左	同左	同左
特別土地保有税	課税停止	同左	同左	同左	同左
入湯税	入湯客1人日150円	同左	同左	同左	同左
事業所得	1ば 600円 給与総額の100分の0.25	同左	同左	同左	同左